

## 雲仙市立千々石中学校 いじめ防止基本方針

### 【目指す生徒像】

- 自ら学び、考え、表現する生徒
- 心身ともにたくましい生徒
- 礼儀正しく、思いやりの心にあふれた生徒

### 【いじめに対する基本認識】

- いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命または身体に入内に危険を生じさせる恐れがあるものである。
- いじめは、人として絶対に許されない卑劣な行為であり、いじめる側が悪い。
- いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。
- 学校は、いじめを未然に防ぐとともに、発生した場合には家庭や地域社会と連携しながら、迅速に解決しなければならない。

### 【いじめ防止対策委員会等、組織】

本組織を、「千々石中学校いじめ防止対策委員会」と称する。

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、次のような役割を持つ。

- いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

### <構成メンバー>

- 学校内：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、生徒指導担当教員  
必要に応じて、スクールカウンセラーを入れる。
- 学校外：PTA役員、学校評議員、学校支援委員、民生・児童委員、自治会長代表

### 【PTAとの連携】

- 学校だより、学級通信、PTA総会等により、学校のいじめ防止のための基本方針やいじめの実態等を知らせ、協力を依頼する。
- 学校のホームページを通して、いじめを含めた学校の諸情報を公開する。
- 学年・学級PTAの際には、いじめにかかる学校、家庭の現状について、情報交換する場を設ける。

### 【関係機関との連携】

- いじめの事実を把握した際には、市教育委員会へ報告を行い、指示・指導を受ける。
- いじめが犯罪行為と認められるときは、警察へ事態を報告する。
- スクールカウンセラー、民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー等との連携を図る。

### 【生徒会との連携】

- いじめは自分たちの問題であり、先生、保護者等の力を借りながら、自分たちで解決すべきものであるとの認識を持たせる。
- 生徒会活動の目標の中に、「いじめ撲滅」を取り入れ、計画的に活動させる。
- 月1回の生徒集会の中で、いじめ撲滅にかかる活動の進捗状況を報告させる。

## 【いじめ問題への取組】

### <いじめの防止について>

#### 1 基本的な考え方

- 特定の教職員が抱え込むことなく、得られた情報は素早く全教職員で共有し、学年を主体としながらも全職員で指導に当たる。
- 授業規律を徹底するとともに、分かる授業、すべての生徒が参加できる授業を工夫する。
- 学級での居場所づくり、級友との絆づくりを通して、生徒に集団の一員としての自覚や自信、安心感等を持たせる。

#### 2 具体策

- (1) 定期的な研修、自己研修を通して、個々の教職員が指導力を向上させる。
  - ・職員研修を学期1回実施するとともに、不断の自己研修を通して、いじめ予防の在り方についての認識を深める。
  - ・職員朝会等を活用し、いじめ等の報道記事について全職員に報告する。
  - ・常に危機感をもち、自身のいじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
  - ・校内研修を通して、学力向上に向けて組織的な取組を進める。特に、授業改善を進め、日々分かる授業づくりに務める。
- (2) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
  - ・集団の力、集団のよさを自覚させ、普段の学級活動を通して作り上げる喜びを実感させる。
  - ・「したくても、してはいけないことがある。したくなくても、しなければならないことがある。」を繰り返し指導することで、規範意識の高揚を図る。
  - ・班活動、専門部活動を通して、自分の役割を確実に果たすとともに、互いが協力して助け合うことの大切さを自覚させる。
- (3) 道徳教育を柱として、人権意識と生命尊重の態度を育成する。
  - ・週1回の道徳の授業、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、道徳的実践力を培う。
  - ・目標を焦点化した各種集会等への取組を通して、生徒の心に染み入る指導を行う。  
長崎っ子の心を見つめる教育週間（6月～7月）、平和集会（8月）、人権集会（12月）
  - ・各種行事、体験活動での成功体験を通して、生徒の自尊感情、自己肯定感、自己指導能力の向上を図る。  
体育大会（5月）、市中学校総合体育大会（6月）、職場体験学習（11月）  
総合学習発表会（10月）、修学旅行（10月）
- (4) 教育相談やスクールカウンセラー等を活用し、迅速な対応ができる体制を整備しておく。
  - ・年3回の教育相談、年1回の家庭訪問を通して、生徒との信頼関係を深めるとともに、生徒の心の状況の把握、解決へ向けてのアドバイスを行う。
  - ・教育相談の前にはアンケート調査を行い、生徒の悩み等を把握した上で、効率的かつ焦点化した相談活動を行う。
  - ・スクールカウンセラー等、校内には日常的に相談窓口があることを知らせる。
- (5) いじめ問題に対する学校基本方針の周知、取組の評価を行う。
  - ・学校だより、学校ホームページ、PTA総会、学年・学級PTA等を等して、保護者や地域へいじめ問題にかかる学校の基本方針を伝える
  - ・学期1回の職員による評価、年2回の学校評価アンケート、学校関係者評価を通して、いじめ問題にかかる評価を行い、日常的に改善を進める。

## <いじめの早期発見について>

### 1 基本的な考え方

- 職員研修、日頃の自己研修を通して、生徒の些細な変化に気づく感性、観察力、カンセリング力を高めておく。
- 気づいた情報、得られた情報を確実に記録するとともに、全職員で共有する。

### 2 具体策

- (1)教職員による生徒の日常観察を行い、その内容について迅速に共有をする。
  - ・学級担任は生活記録ノートの記述内容を毎日確認する。
  - ・学級担任、教科担任により、授業中、給食時間、休み時間、部活動中の観察を継続して行う。気になる点については、生徒と面談をして確認するとともに、5W1Hに留意しながら記録を残す。
  - ・必要に応じて該当生徒との面談を実施して、事実関係を把握するとともに、その記録は教職員間で回覧したり、職員朝会、職員会議でも議題に挙げる。
- (2)いじめアンケートや教育相談等を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾ける。
  - ・いじめアンケートは年5回（5月、7月、9月、11月、2月）実施する。
  - ・学級担任による教育相談は年3回（5月または6月、9月、1月）実施する。
  - ・保護者との確認が必要な場合は、迅速に家庭訪問を実施する。同様に、保護者からの相談の申し出についても、迅速に対応する。
- (3)行政等の関係機関と日常的に連携する。
  - ・学校支援員、民生・児童委員等との定期的な情報のやり取りを行う。
  - ・いじめ相談ホットライン等の電話で相談ができる学校以外の相談機関の一覧表を保護者に配付し、周知しておく。

## <いじめに対する措置について>

### 1 基本的な考え方

- 集められた情報を基に、いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 生徒指導主事、該当学年を主体としながら、組織として対応する。
- 被害生徒を守ることを最優先としながら、教育的配慮の下、毅然として加害生徒を指導する。
- 事実は、迅速に該当生徒の保護者へ知らせ、協力を依頼するとともに、必要に応じて、市教育委員会、その他関係機関、専門機関と連携する。

### 2 具体策

- (1)いじめを発見した場合には、速やかにその行為を止めさせる。
- (2)いじめを受けた、見た等の相談を受けた場合には、学級担任、部活動顧問等が被害、加害生徒を呼んで、分担して聞き取りを行い、事実を確認する。
- (3)把握した事実は記録として残し、いじめ防止対策委員会に報告をして、情報を共有する。その後、いじめ防止対策委員会の判断、指示に従い、組織として対応する。
- (4)いじめられた生徒に対しては、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等を行い、事実を保護者へ伝えるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。
- (5)いじめた生徒に対しては、いじめを止めさせ、再発防止の指導を行う。いじめの状況によっては、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察との連携による措置等を含め毅然とした対応を行う。また、家庭訪問等を行い、事実を保護者へ伝え、指導への理解と協力を得るとともに、継続的に助言を続ける。
- (6)必要に応じて、アンケート調査を実施し、その結果を基に聞き取り対象者を絞り込んで情報の収集を行う。

## <重大事例発生時の対処について>

### 1 基本的な考え方

- 重大事例とは、次のような場合とする。
  - ・生徒が自殺を企図した、身体に重大な損害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神的の疾患を発症した等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・年間30日を目安として、生徒が一定期間連続して欠席することを余儀なくされている場合
  - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- 重大事態を認知した場合、直ちに市教育委員会へ発生 の 報告 を 行う。
- 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」において調査を行う。
- 特に、いじめられた生徒が死亡した場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、死に至った経過を検証する。

### 2 具体策

- (1) 事実関係を明確にするため、いじめられた生徒、在籍生徒、教職員、保護者等に対する質問紙調査や聴き取り調査により、速やかに以下の項目について調査を行う。  
重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・いつ頃から      ・誰から行われ      ・どのような態様であったか
  - ・いじめを生んだ背景は      ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・学校、教職員はどのように対応したか
- (2) いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (3) いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (4) いじめ対策委員会において、事実関係の精査を行い、事実を明らかにするとともに、いじめられた生徒、いじめた生徒、その生徒の保護者等への指導方針、内容を決定する。必要に応じて外部機関との連携を行う。
- (5) 調査結果を市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて 情報発信、報道対応についての確認を行った後で、適切に実施する。

## 【年間計画】

月	主 な 内 容	その他の活動
4月	学校基本方針の確認	・スクールカウンセラーとの定期的な情報交換 ・民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー等との定期的な情報交換 ・学年・学級PTAでの情報交換 ・生徒によるいじめ撲滅宣言作成、定期的な報告 ・学校だよりの発行、学校ホームページの更新
5月	いじめ防止対策委員会、教育相談、アンケートの実施	
6月	教育相談、長崎っ子の心を見つめる教育週間	
7月	アンケートの実施、長崎っ子の心を見つめる教育週間	
8月	平和集会、校内研修	
9月	教育相談、アンケートの実施	
10月		
11月	アンケートの実施	
12月	人権集会	
1月	教育相談	
2月	アンケートの実施	
3月	取組評価アンケート	